

【審査基準（標準処理期間を含む。）】

所管所属	消防課
------	-----

充てん設備の許可

根拠条文

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4
 供給設備に液化石油ガス（高压ガス保安法第2条の高压ガスであるものに限る。
 以下この項、次条第2項及び第4項、第98条第5号並びに第98条の2第1号に
 において同じ。）を充てんしようとする者は、供給設備に液化石油ガスを充てんす
 ための設備（以下「充てん設備」という。）ごとに、その経済産業省令で定め
 る所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。
 2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合には、その申請に係る充てん
 設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すると認めるときは、許可をしな
 ければならない。
 同法施行規則第63条、第64条、同法第87条（省略）

審査基準

同法施行規則第63条第1項中「充てん設備の使用の本拠」の判断基準は、同
 法施行規則の運用及び解釈の基準について（改正平成12年4月17日付平成12
 ・04・17立局第2号）第63条関係1.による。
 同法施行規則第64条第2号～4号については、それぞれ、バルク供給及び充
 てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める件（以下バルク供給・充てん
 設備告示という。）第17条～第19条の基準をみたしているものかどうかにつ
 いて判断する。
 同法施行規則第64条第8号～10号については、それぞれ、バルク供給・充て
 ん設備告示第20条～第22条の基準をみたしているものかどうかについて判断
 する。
 同法施行規則第64条第13号～18号については、それぞれ、バルク供給・充て
 ん設備告示第23条～第29条の基準をみたしているものかどうかについて判断
 する。

標準処理
期 間

標準処理期間	標準処理期間の内訳				備 考
	受 付		処 理		
14日	機 関		機 関	消防課	
	期 間		期 間	14日	